

令和4年三重県議会定例会
予算決算常任委員会

決算審査意見に対する考え方について

令和4年10月3日
病院事業庁

項目	頁
(1) 令和3年度決算と次期中期経営計画の策定について	1
(1)－ア 令和3年度決算と次期中期経営計画の策定について (こころの医療センター)	2
(1)－イ 令和3年度決算と次期中期経営計画の策定について (一志病院)	3
(1)－ウ 令和3年度決算と次期中期経営計画の策定について (志摩病院)	4
(2) 未収金の回収と発生防止について	5

項目 (1)	令和3年度決算と次期中期経営計画の策定について	意見書 2頁
意見	<p>令和3年度病院事業会計については、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で、入院患者数が減少したことにより医業収益は減少したが、指定管理者に対する交付金等の経費が減少したことにより医業費用も減少したため、医業損益は前年度に比べ約8,507万円改善し、また、感染患者受入れのための病床確保に伴う国からの交付金等により一般会計繰入金が増加したため、収益的収支は約9億6,682万円の黒字となった。そのため未処理欠損金（累積欠損金）は減少したが、依然として約78億円と多額である。</p> <p>「三重県病院事業 中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」については、令和3年度は計画期間を1年間延長し単年度計画としたが、その成果目標の達成状況は前年度より改善したものの未達成項目が多くある。また、令和4年度も引き続き、単年度計画として策定しているが、令和4年3月に国から「公立病院経営強化ガイドライン」が示され、地域医療構想等との整合を図りながら5年度末までに「公立病院経営強化プラン」（次期中期経営計画）を策定することが求められている。</p> <p>このため、今後起こりうる新興感染症の感染拡大等にも備えながら計画の目標達成に向けて取り組み、医業収益の確保を図るなど健全な経営に努められたい。また、各病院を取り巻く環境や求められる医療ニーズを踏まえて、各病院が果たすべき役割・機能を見直し明確化・最適化するなど、経営強化の取組が進むよう、次期中期経営計画の策定の検討を進められたい。</p>	

○ 健全な経営について

依然として新型コロナウイルス感染症の影響は続いており、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していますが、新興感染症への備えも含め新たなニーズに対応しながら、県立病院としての役割・機能を担っていけるよう、診療機能の維持と収益の確保を図っていきます。

○ 次期中期経営計画の策定について

次期中期経営計画（公立病院経営強化プラン）の策定については、国のガイドラインに基づき、地域医療構想や、新興感染症への対応が新たに追加される第8次医療計画（令和5年度改定予定）と整合させることが求められているため、これらの進捗状況もふまえながら、令和5年度中の策定に向けて検討を進めていきます。

項目 (1) ーア	令和3年度決算と次期中期経営計画の策定について (こころの医療センター)	意見書 5頁
意見	<p>前年度に引き続き、新型コロナの影響により入院患者数が減少したため、医業収益は減少したが、感染患者受入れのための病床確保に伴う国からの交付金等により、一般会計繰入金約6億2,388万円増加したことなどから、収益的収支は、前年度に比べ約5億4,349万円改善し、2年連続となる約8億7,920万円の黒字となった。</p> <p>平成30年度から進めている経営改善プロジェクトについては、地域の医療・福祉施設等との連携による長期入院患者の地域移行や、初診患者枠拡大による患者の受入れ強化等の成果が出ていることから、感染拡大の状況も踏まえ、引き続き、経営改善に努められたい。</p> <p>また、今後も精神科医療の中核病院として、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。</p>	

○ 経営改善について

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、令和4年度においても患者数や医業収益は厳しい状況が続いていますが、病病連携・病診連携や患者受入れの強化等の取組を通じて新規患者の確保に努め、経営改善を図っていきます。

また、様々なニーズや今後起こりうる新興感染症の感染拡大等に備えた病棟・病床運営についても引き続き検討していきます。

○ きめ細かなサービスの提供について

引き続き、県内の精神科医療における中核病院として、救急・急性期医療のほか、専門外来と専門病棟による効果的な治療を提供する認知症治療や、専門性の高いプログラムを用いた依存症治療の充実に積極的に取り組んでいきます。

また、入院時から退院を視野に入れた多職種による支援を行いながら早期退院につなげるとともに、デイケアサービスや訪問看護の充実など地域生活支援を積極的に進め、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供していきます。

項目 (1) ーイ	令和3年度決算と次期中期経営計画の策定について (一志病院)	意見書 5頁
意見	<p>前年度に引き続き、新型コロナの影響による入院・外来患者数の減少により医業収益が減少したことなどから、収益的収支は、前年度に比べ約2,131万円悪化したものの、平成25年度から9年連続となる約1億5,641万円の黒字となった。</p> <p>今後も、公立病院の役割として新型コロナに係る検査等にも対応しながら、入院・外来患者数の確保や訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組を通じて収益の増加を図るなど、引き続き、健全な経営に努められたい。</p> <p>また、地域の過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。</p>	

○ 健全な経営について

地域の診療所、消防機関、福祉施設など医療・介護・予防等の多職種との連携により、入院・外来患者の確保や入院患者の在宅復帰への支援、在宅療養サービスの提供に取り組むとともに、健康寿命の延伸に向けた予防医療を提供することにより収益の確保を図り、健全な経営を進めていきます。

○ 地域に最適な医療サービスの安定的な提供及び人材の育成について

高齢化が進展し医療資源が十分でない津市白山・美杉地域において、引き続き、訪問診療や訪問看護等によるきめ細かな医療サービスを提供するとともに、救急患者の受入れにも適切に対応するなど、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアを実践していきます。

また、三重大学等と連携して研修医や医学生を積極的に受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、院内に設置された「三重県プライマリ・ケアセンター」の機能が十分に発揮されるよう、研修会の開催など人材育成の面から積極的に支援していきます。

項目 (1) ーウ	令和3年度決算と次期中期経営計画の策定について (志摩病院)	意見書 5頁
意見	<p>志摩病院では平成24年度以降、指定管理者制度により病院経営を行っている。</p> <p>前年度に引き続き、新型コロナ対策として専用病床の確保、検査及びワクチン接種の実施等に対応しつつ、地域のニーズに応じた診療機能の充実強化、医師の確保等に取り組んでおり、内科系救急における24時間365日の受入れ、小児科や外科系における救急受入体制の一部回復など診療機能を充実させているが、一部診療科では医師の配置が進んでいない。</p> <p>そうした中、令和4年度からの第2期指定管理期間に向けて新たに締結した「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)では、これまでの経常収支全体の支援策に代え、経営努力によってもなお不採算となる特定診療科に係る支援策である地域医療確保交付金制度を創設するとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況を踏まえ必要な診療機能を確保するなど、良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供することを求めている。</p> <p>このような状況を踏まえ、新たな基本協定に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的な医療が提供できるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療の充実、診療機能の強化及び医師の確保等に取り組むとともに、経営改善が着実に進められるよう指定管理者に対する指導や支援を行われたい。</p>	

○ 経営改善に向けた指定管理者に対する指導や支援について

令和4年度からの指定期間にかかる新たな基本協定のもと、指定管理者においては、外科及び産婦人科の常勤医師を新たに確保するとともに、外科系救急の受入れを拡充して診療機能の充実を図っているところですが、全国的な医師の不足や診療科偏在等の影響もあり、診療体制の回復は依然として十分ではありません。

今後も地域医療支援病院やへき地医療拠点病院としての役割も担いながら地域医療の維持に貢献していけるよう、引き続き指定管理者に対して医師の確保を要請するとともに、病院事業庁としても指定管理者と共に三重大学に医師派遣を継続的に要請するなどしながら、指定管理者と十分連携して診療機能の充実に努めていきます。

項目 (2)	未収金の回収と発生防止について	意見書 6頁
意見	<p>令和3年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の過年度未収金は、前年度に比べて約415万円減少し、約5,364万円となっている。</p> <p>令和3年度については、電話督促、催告書等の送付及び臨戸訪問を行い、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うなどにより、約542万円の過年度未収金を回収しているところであるが、引き続き、早期回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、高額療養費制度等の各種福祉制度の申請支援などの取組により、新規の発生額は4年続けて減少したが、令和3年度も約317万円発生しているため、引き続き、未収金の発生防止に取り組まれたい。</p>	

○ 未収金の早期回収と発生防止について

過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めており、今後も、発生防止については入院時の高額療養費制度や公費負担制度の説明など、回収については債務者等への督促・催告に加え、法的措置や回収業務委託も活用して対応するなど、効果的で必要な対策を実施していきます。

[発生防止及び回収にかかる主な取組]

(1) 発生防止

- ①入院時に、入院費用の説明に加えて高額療養費制度についても説明し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。
- ②診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。
- ③病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行っています。

(2) 回収

- ①文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。
- ②病院からの督促等にも応じず、理由なく支払わない者に対しては、裁判所が債権者に代わって債務者に請求する制度（支払督促）の活用や、給与の差押えなどの強制執行を行っています。
- ③県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人に回収業務を委託しています。